

# 白糠町結婚新生活支援事業補助金

新婚に伴う新生活を経済的に支援し、少子化対策を推進するため、婚姻された世帯に対して新居の住宅費用、引越費用および家具、家電製品等の購入費用の一部を補助します。

## ●補助対象世帯

令和3年1月1日から令和4年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された新婚世帯の夫婦で白糠町に住所を有する方になります。

- ①夫婦ともに婚姻届が受理された日における年齢が39歳以下であること。
- ②補助金の申請の日において、夫婦の双方または一方の住所が補助金の対象となる費用に係る住宅の所在地になっていること。
- ③この制度による補助金を最後に受けた日以降、1年以上継続して白糠町に定住する意思があり、確約できること。
- ④夫婦のいずれもが過去にこの制度に基づく補助を受けたことがないこと。
- ⑤夫婦のいずれもが市町村に納めるべき税等を滞納していないこと。

## ●補助対象経費

- ①新たに白糠町内の住宅を購入する際の費用が対象になります。
- ②新たに白糠町内の住宅物件を賃借する際に要した費用で、賃料、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む）、共益費および仲介手数料が対象になります。ただし、生活保護法の規定による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助を受けている場合にあっては住宅手当分を除きます。
- ③婚姻に伴う引っ越しに要した費用で、引越業者または運送業者への支払い等の引っ越しに係る費用が対象となります。レンタカーを借りて引っ越した費用等は含まれません。
- ④婚姻に伴う新生活準備に要した費用で、家具および家電製品等の購入に係る費用が対象となります。ただし、白糠町内で購入した場合に限ります。
- ⑤上記の費用の合計額とし、令和3年1月1日から令和4年3月31日までの間に生じたものになります。

## ●補助上限額

補助金の対象は、1世帯あたり**50万円**を上限に交付します。

- ①住宅費用および引越費用30万円
- ②新生活準備費用20万円

## ●申請期限

**令和4年3月31日まで**



※写真はイメージです

申請・問合せ先／役場健康こども課子育て支援係 ☎ 2-2171 内線(522・526)